

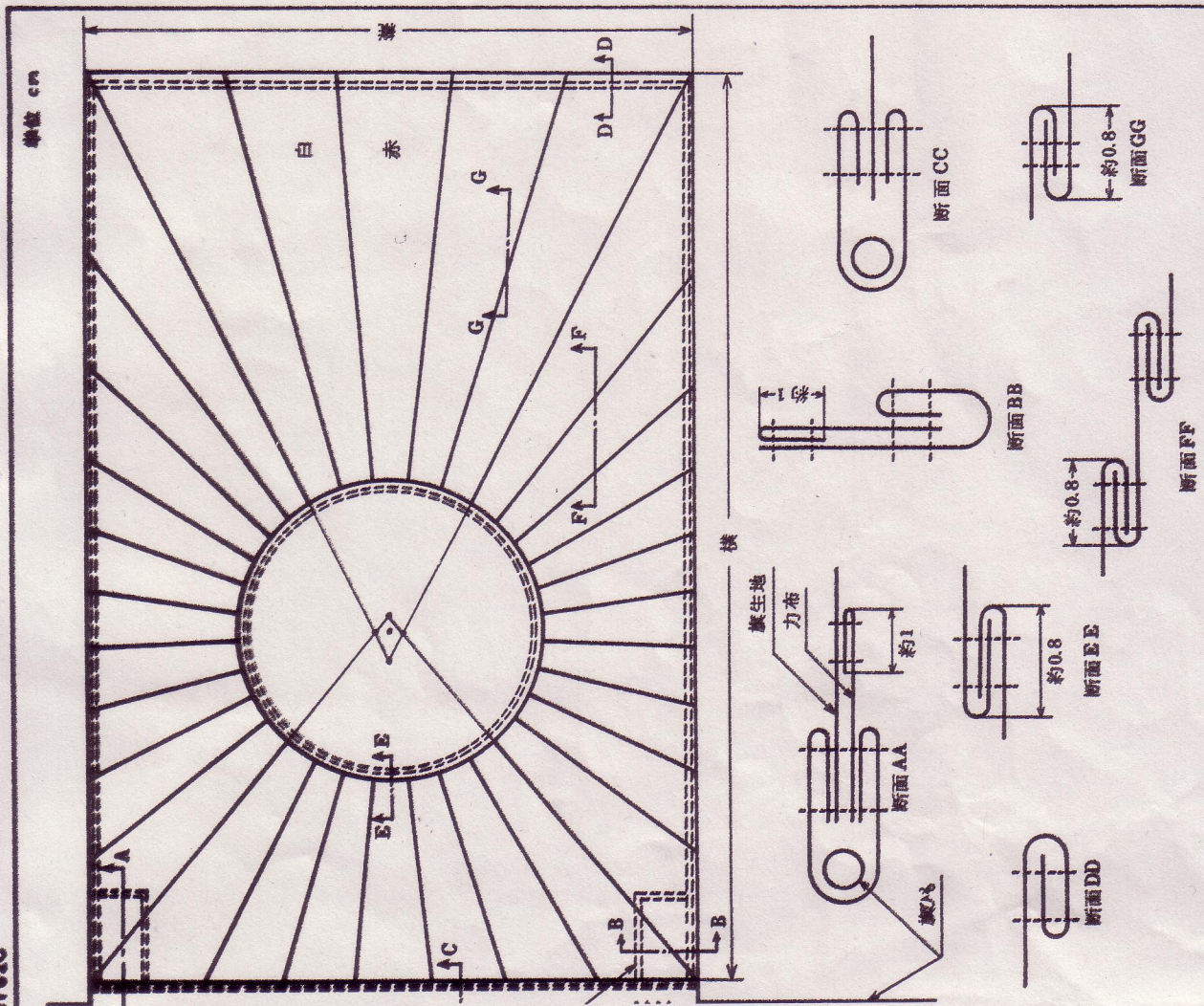
# 自衛艦旗解説

またがき 自衛艦旗に関する解説は、従来、昭和48年11月27日 DSP  
 されていたが、自衛艦旗の模範規定である自衛艦法施行令（昭和29年政令第1  
 1条別表第1の備考欄に不具合が生じたため（将来、改正される予定である。）  
 自衛艦旗の模範規定や仕様上の共通点が乏しく、従って、この機会に、別個に解  
 1. 制定の目的 この解説は、防衛庁仕様書の制定に至るまでの経過概要などを  
 にするため作成したものである。

## 2. 仕様決定の経過概要

2.1 模範規定 自衛艦旗の仕様上の基礎となつた軍艦旗は、大政官布告第4  
 紅日章の海軍御国旗として制定され、次いで、海軍旗章条令（明治22年勅令第  
 制定された。

その後、保安庁が設置され、防衛庁に変わった昭和29年7月1日防衛庁設置法  
 艦旗（勅令第111号）を自衛艦旗として施行令第1条に規定された。（解説書



- 備考 1. 日章は、縦寸法の $\frac{1}{2}$ の直径とし、旗の中心から旗付け側に日章の中心を縦寸法の $\frac{1}{6}$ 水平に移行して縫い付ける。
2. 光線の幅及びその間隔は、 $11\frac{1}{4}$ 度とし、旗面の四つの角から所要の角度をもって、旗面の中央部に向かい縫引きを行い、それによって得た四つの交点を基点として、所要の光線及びその間隔数に分割する。



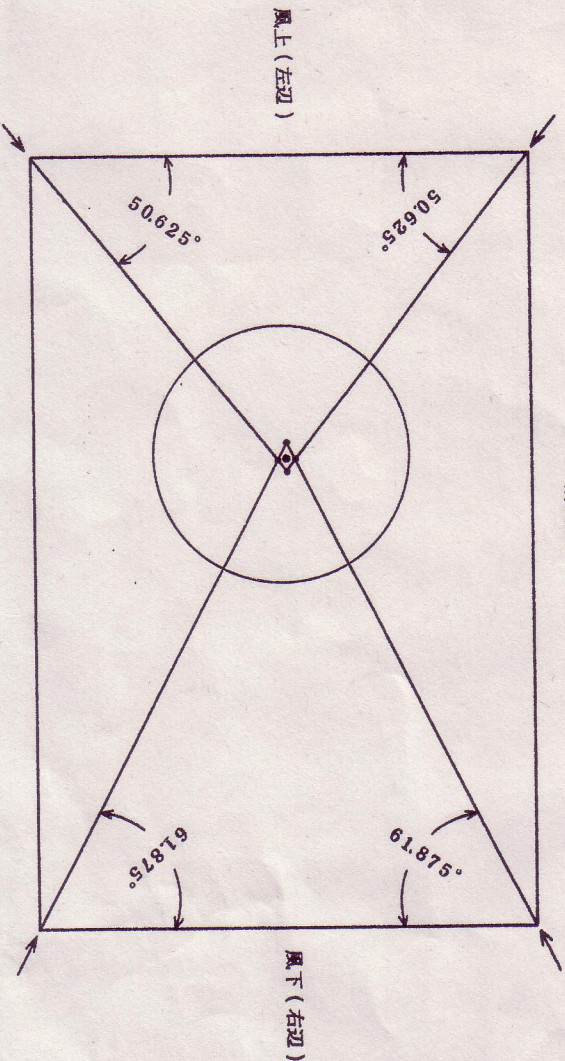
令 等 式	制 式
官制令第4号 1933年10月3日	白布紅日章 縦 7尺8寸 横 1丈1尺7寸 地色 白 縦ノ1ト2分1 日章中心 旗面ノ中心ヨリ風上ノ方ニ偏スルコト
第1111号 1922年10月7日	ト縦ノ6分1 日章徑 縦ノ2分1 光線幅 11度4分1 光線間隔 11度4分1 生地 麻又はナイロン 色彩 色 地 白地 日章及び光線 紅 横 縦ノ1倍半 日章直徑 縦ノ2分1 中心 旗ノ中心から左辺に縦ノ6分1偏スルコト。
第179号 1929年6月30日	光線幅 日章の中心から11度から11度4分1に開いた広さ 間隔 日章の中心から11度から11度4分1に開いた広さ

3.5 cmに改正する上申があり、また、関連文書(引用JISなど)の改正と併わせ種々検討がなされた結果、施行令第1条別表第1(以下「別表第1」という。)備考欄に不具合のあることが判明し(3)、今回全面改正(C版)することとした。

注(3) 別表第1備考欄による自衛隊旗の光線幅及びその間隔「日章の中心から11度4分1に開いた広さ」(解説表参照)では、別表第1に図示された自衛隊旗の作図は不能となる。従って、別表第1備考欄の自衛隊旗の光線幅及びその間隔は、従来、勅令第111号(解説表参照)と同一の「11度4分1」に改正される予定である。

2.4 自衛隊旗の旗面の作図手順 自衛隊旗の旗面の作図手順は解説図1及び解説図2による。

解説図1

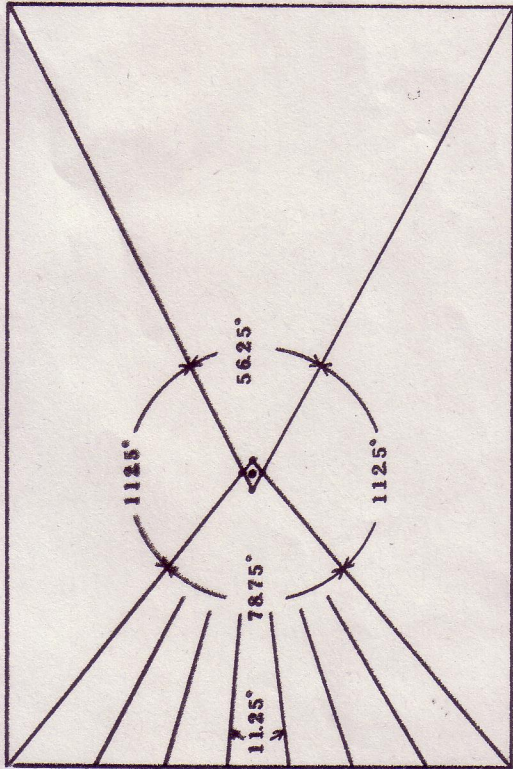


備考 1. 旗面の四つの角から風上(左辺)は、50.625度、風下(右辺)は、61.875度の角度をもつて、旗面の中央に向い線引きし、それによって、四つの交点を得る。  
2. あらかじめ旗面の四つの交点を、三角比によって求めるとよい。

11月27日 海上自衛隊仕様書に基づき制定され、同時に、次のとおりの規定品名を採用し類別している。

「FLAG, NATIONAL」を適用していたが国情の違いから不適合品名として使用すべきものとして、同国防省が統一的に指定した品名として特記された品名で、通常カタログ仕様で定められた指定品名を採用し類別している。

図 2



- 備考 1. 裏面の四つの交点を頂点とするそれぞれの三角形の内角の和は、2直角(180度)であるから、それぞれの頂点の角度は、裏面の風上(左辺)が78.75(11.25×7)度、風下(右辺)が56.25(11.25×5)度、及び、上・下辺がそれぞれ112.5(11.25×10)度となる。従って、四つの交点を基点とする角度を風上は7分割、風下は5分割及び上・下辺は、それぞれ10分割することによって32分割される。
2. 裏面の光線幅及びその間隔の作図にあたっては、“日章の中心から”は行わないこと。
3. 防衛庁仕様書の改正について 防衛庁仕様書の規定に不具合な箇所が発生した場合は、品質の確保及び調達補給業務の効率化のため、防衛庁仕様書の改正を行う。

防衛庁仕様書  
桜星章及び短ざく形金属板、附  
(PART, INSIGNIA, RANK)

1. 種類  
1.1 適用範囲 この仕様書は、幹部である陸上自衛官及び航空自衛官が着用する金属板(以下、桜星章等という。)について規定する。  
1.2 種類 種類は、表1による。

表 1

区分	種類	物品番号	区分	種類
桜星章、 陸	将及び将補用	—	桜星章、 空	将及び将補用
	1佐~3尉用	8455-160-9562-5	空	1佐~3尉用
短ざく 形金属 板、陸	1佐~3佐用	8455-160-9563-5	短ざく	1佐~3尉用
	1尉~3尉用	8455-160-9564-5	形金属 板、空	1尉~3尉用
	准尉用	8455-160-9565-5	板、空	准尉用

- 1.3 製品の呼び方 製品の呼び方は、区分及び種類による。  
例：桜星章、陸、1佐~3尉用
- 1.4 関連文書 この仕様書に引用する次の文書は、この仕様書に規定するものであり、入札書又は見積書の提出時における最新版とする。  
JIS H 3100 銅及び銅合金の板及び棒  
JIS H 3110 りん青銅及び洋白の板及び棒  
JIS H 3250 銅及び銅合金棒

2. 製品に関する要求  
2.1 材料 材料は、表2による。

表 2

区分	項目	規定
桜星章等	黄銅糸	JIS H 3100 (銅及び銅合金の種類がC 2680の条で厚さ0.8のものを用いる。色相は、金色と、光沢ニッケルめっき後、本金めっきを施す。
	快削黄銅棒	JIS H 3250 (銅及び銅合金棒がC 3604のものを用いる。ただし座に用いる場合は、ニッケルめっき上のめっきを施す。
陸	金属ろう付け(硬ろう)	